

指定制度(試験、登録)について

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働安全衛生法及び作業環境測定法に基づく試験制度について

労働安全衛生法に基づく免許

クレーンの運転やボイラーの取扱い等適正に操作しないと危険を伴う業務等については、事業者は、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされている(安衛法第12条第1項、第14条及び第61条)。

免許は、免許試験に合格した者等に対し、免許証を交付して行う(安衛法第72条第1項)。

【免許試験の種類(18種類)】

第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

都道府県労働局長は、事業者に対し安全衛生改善計画の作成を指示した場合に、専門的な助言を必要と認めるときは、労働安全・衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ当該計画の作成について、意見を聴くべきことを勧奨することができる(安衛法第80条)。

労働安全・衛生コンサルタントは、労働安全・衛生コンサルタント試験に合格し、かつ、所要の事項の登録を受けた者でなければならずとされている(安衛法第84条)。

作業環境測定士 (第一種及び第二種)

有害な業務を行う屋内作業場等については、事業者は作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならないとされている(安衛法第65条第1項)。

また、事業者は、特定の作業場について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させなければならないとされている(測定法第3条第1項)。

作業環境測定士は、作業環境測定士試験に合格し、かつ登録講習を修了した者であって、所要の事項の登録を受けた者でなければならずとされている(測定法第5条)。

厚生労働大臣

指定

安衛法第75条の2

指定

安衛法第83条の2

指定

測定法第20条

労働安全衛生に関する試験
事務を一つの法人で実施す
ることにより効率化

試験の実施に関する事務

試験問題の作成、試験日時及び試験場の
公示、受験申請書の受理、試験の実施、
可否の決定及び可否の通知など

(財) 安全衛生技術試験協会

受験申請

手数料※の払込

※ 金額は厚生労働省が決定し、政令で規定

受 験 者

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントについて

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントとは

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、事業場の求めに応じ、報酬を得て作業現場における安全や衛生の診断を行い、危険箇所の改善等について指導を行う民間の専門家。

(労働安全衛生法第81条)

○ 区分

労働安全コンサルタント: 機械、電気、化学、土木、建築

労働衛生コンサルタント: 保健衛生、労働衛生工学

○ 登録者数(平成21年度末現在)

労働安全コンサルタント: 4,559人

労働衛生コンサルタント: 3,657人

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの主な業務

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| (1)安全衛生改善計画書の作成に関する指導、助言 | (2)事業場の安全衛生水準の向上のための診断 |
| (3)事業場が自主的に行う安全衛生活動に対する指導 | (4)安全衛生教育の実施 |
| (5)機械設備に係る仕様書、設計図の作成及び確認、検査立会 | (6)機械設備や化学物質のリスクアセスメントの実施に係る指導 |
| (7)健康診断や作業環境測定に係る指導 | |

○ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントが指導した事業場数

・特定の事業場と顧問契約をしているコンサルタント

約1,900人×6事業場/年=約11,400事業場

・その他のコンサルタント(事業場内のコンサルタント有資格者等)

約6,300人(事業場)

約17,700事業場/年 ※ 推計値

※(社)労働安全衛生コンサルタント会の調査より推計。平成19年度の調査においては、事業場と顧問契約をしているコンサルタントの割合は23.2%であり、一人当たりの契約事業場数の平均は6事業場であった。このため、コンサルタントの登録人数である8,216人×23.2%=1,900人とし、それに6事業場をかけて約11,400事業場と推計した。

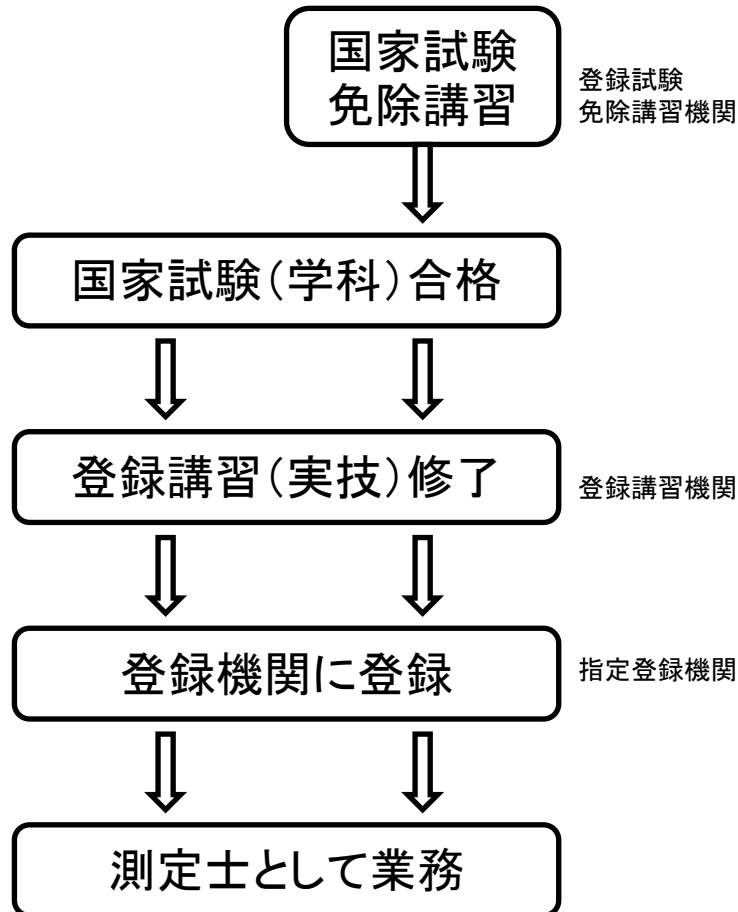
※その他のコンサルタントは、コンサルタントの登録人数である8,216人から顧問契約をしている約1,900人を差し引き、約6,300人と推計した。

○ その他

労働災害を繰り返し発生させる事業場等に対しては、都道府県労働局長は安全衛生改善計画の作成を指示することができ、その際に労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの活用について勧奨することができる。(労働安全衛生法第80条)

作業環境測定士について

作業環境測定士になるには(原則)



作業環境測定士とは

作業環境測定士は、作業環境中に存在する粉じんや有機溶剤等の有害物の濃度を測定するため、事業場の有害物取扱作業場において、作業環境測定の業務を行う者のことである。

作業環境測定士の種類

(1) 第1種作業環境測定士: 登録の区分として、「鉱物性粉じん」、「放射性物質」、「特定化学物質」、「金属類」、「有機溶剤」の5種類の区分があり、それぞれの登録を受けた区分ごとに作業環境測定の業務が行える。

(2) 第2種作業環境測定士: 作業環境測定の業務のうち、デザイン、サンプリング及び簡易測定器を用いた分析(解析を含む)が行える。